

# 熊本大学教育学部附属小学校いじめ防止基本方針

平成26年9月3日  
教育学部附属小学校長裁定

## I はじめに

- いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるという認識をもたなければならない。
- 学校におけるいじめの背景には、価値観の多様化や家庭教育力の格差、インターネットの急速な普及など、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもの生命尊重の意識や規範意識の低下、コミュニケーション力の低下、ストレスの増大などの課題が生まれ、いじめの陰湿化や集団化などの態様の複雑化につながっている。
- 本校では、教育理論及び教育の実践に関する研究並びにその科学的実証を行う中で、「自主・自立の教育」「個性重視の教育」「自他の尊重の教育」を重視し、主体的・自発性に富み、郷土を愛し、郷土に生きる心を基調として、創造的・主体的に生活を切り拓き、人のため世のために貢献する国際性豊かな人間の育成を目指している。
- この教育の目標を達成するためには、いじめ問題に対して「いじめは絶対に許さない」という強い意識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、家庭・地域・関係機関等と連携し、「いじめ根絶」に向けて取組を強化する。

本校は、「熊本大学教育学部附属小学校いじめ防止基本方針」（以下「本校の基本方針」という。）を策定し、国・県・市・大学・学部・学校・地域住民・家庭その他の関係者と連携し、いじめ問題の克服に向けて強い決意をもって取り組んでいくこととする。

## II いじめ防止等のための対策の基本的な方向

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。

いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめ根絶を目指して行う。そのためには、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての児童が十分に理解し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されることが必要である。また、いじめの防止等の対策は、いじめられた児童の生命・心身を保護することが特に重要であるため、関係者との連携を強化する。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象と

なった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

### 3 いじめに対する理解

いじめは、どの児童にもどの学校でも、起こりうるとの認識をもつ。特に、いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら、被害も加害も経験する場合がある。「暴力を伴わないいじめ」も、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでないため、次の点から注意をはらう必要がある。

- (1) 学級や部活動等の所属集団の構造から発生する問題
- (2) 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在
- (3) 周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在

なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句など、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

### Ⅲ 本校の基本方針の内容

本校の基本方針は、次の点からいじめの問題への基本的な考え方を示し、具体的な取組を明確にする。

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 地域や家庭との連携
- (5) 関係機関との連携

これらをより実効的なものにするため、学校内や保護者に法の趣旨・目的を周知し、いじめに対する意識改革を促す。また、いじめ問題への正しい理解を広めるとともに、児童をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の対応能力の向上及び対応時間を確保し、その実現状況や取組の実施状況について継続して検証する。

### Ⅳ いじめの防止等に関する基本的考え方

#### 1 いじめの防止

いじめ問題を根本的に克服するためには、いじめの未然防止が重要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる力を育み、いじめを生まない土壌をつくることを目指して、関係者が一体となって継続的に取り組む

必要がある。

そのためには、学校での教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを単なるスローガンとしてではなく、実生活における行動として身につけさせることが必要である。その際には、児童の豊かな情操や道徳心を醸成し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育成することが重要である。

また、いじめの背景にはストレス等の心理的な要因もあるため、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力や自己有用感を高めることも重視する。

## 2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。そのため、ささいな兆候であっても、「いじめかも知れない」との意識をもって、早い段階からの的確に関わりをもつことが必要である。

また、学部と連携して、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童及びその保護者並びに教職員がいじめを相談しやすい体制を整えるとともに、地域・家庭と連携して常に児童のわずかなサインも見逃さないようにすることが必要である。

## 3 いじめへの対処

いじめがあることを確認した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導することが必要である。また、家庭への連絡や学部への相談のほか、事案に応じて関係機関と連携することが必要である。

このため、教職員は平素からいじめを把握した場合の対処について理解を深めておかなければならない。とりわけ、いじめたとされる児童からの事実確認等は、その立場や状況を十分に配慮しながら慎重に行う必要があることから、対人関係スキルを身につけるための研修等を実施し、学校における組織的な対応を可能にする体制を整備していくことが重要になる。

## 4 地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すことは学校教育の基本であり、その実現には、学校関係者と地域、家庭との連携が欠かせない。こうした観点から、いじめの問題についても、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けたり、学校評議員を活用したりするなど、多様で具体的な対策を立て、それらが有効に機能するよう取り組まなければならない。また、学校と地域、家庭が連携・協力して、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができる環境づくりを推進する必要がある。

## 5 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、本校や学部が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要である。

そのため、平素から、本校や学部と関係機関の担当者による連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

## V 本校における取組

### 1 いじめの防止のための取組

#### (1) いじめについての共通理解

- ① 校内研修や職員会議で本校の基本方針の周知を図り、「いじめ根絶強化月間」等で、全校あげていじめ根絶に向けた取組を行う。
- ② 年間指導計画をもとに、児童がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。
- ③ 学年・学級懇談やPTA役員会、学校からの通信等を活用し、いじめ防止について、保護者への啓発を行う。

#### (2) いじめに向かわせない態度・能力の育成

- ① 本校研究主題との関連を図った取組を充実する。
  - 論理的・科学的に思考し、豊かに表現する力を高める教科等の学習を重視する。
  - 「対話型授業」を核にした、集団の一員としての自覚とコミュニケーション能力等を育成する。
- ② 児童会を通じて児童が主体的に考え、いじめを防止する取組を推進する。
- ③ いじめ防止等に向け、教職員・児童・保護者の人権意識を高める活動等の充実を図る。
- ④ 学校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育の充実を図る。
- ⑤ 豊かな心の醸成につながる体験活動や読書活動の充実を図る。
- ⑥ 部活動を通して、人間関係を深めるなど、社会的な態度を育成する。

#### (3) いじめが起きにくい集団の育成

- ① 一人一人を大切にしたい、楽しく分かる授業の展開を推進する。
- ② 一人一人が認められ活躍できる支持的学級づくりを推進する。
- ③ ストレスに対して適切に対処できる力の育成を推進する。
- ④ 保護者同士のコミュニケーションが促進されるPTA活動を推進する。

#### (4) 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

- ① 支持的学級風土を基盤とした対話型授業を展開する中で、お互いの考えを認め、生かし合う学習を重視する。
- ② 特別活動や人権教育、道徳教育を通して、一人一人が大切な存在であるとともに、他の人の役に立っているという意識を高める。

### 2 いじめの早期発見の取組

- (1) 定期的なアンケート調査や個別の教育相談の実施により、いじめの実態把握に取

り組む。

- (2) 「いじめのチェックリスト（保護者用、教職員用、学級担任用）」を生かした児童の生活状況の分析を行う。
- (3) いじめについて児童や保護者が相談できる校内体制を整備する。整備にあたっては、いじめられた児童の教育を受ける権利等が擁護されるよう配慮する。
- (4) 児童や保護者等へ、いじめ等に関する相談窓口を周知する。
- (5) 教員間の連携強化や日記等の活用を図ることを通して、児童の変化に気付くことができるようにする。
- (6) 児童の心身の状況に配慮した健康観察に全職員で取り組む。
- (7) 養護教諭と担任との連携を密にした健康相談を通して、児童の状況把握と迅速・適切な対応ができるようにする。

### 3 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
  - ② いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合は、その児童の立場に立って話を十分に聴いたうえで、可能な限り早急に対応する。
  - ③ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- (2) いじめの事実確認と報告
  - ① いじめ防止対策委員会が中心となり、いじめの事実確認を行う。校長や副校長は、その結果を教育学部長に報告する。
  - ② 家庭訪問等により、その具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。
  - ③ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められる場合、もしくは重大な被害が生じるおそれがある場合は、所轄警察署と相談し適切に対処する。
- (3) いじめられた児童又はその保護者への支援
  - ① いじめられた児童や保護者に寄り添い支える体制をつくる。
  - ② いじめた児童に対して、必要に応じて別室指導や出席停止の措置を活用し、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
  - ① いじめを止めることができない場合は、誰かに知らせる勇気が必要であるという意識と態度を育てる。
  - ② はやしたてる行為は、加担する行為であることを理解させる。
  - ③ 学級全体で話し合うなどして、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
  - ④ いじめの解決は謝罪のみで終わらせるのではなく、人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すところまでを働きかける。
- (5) ネット上のいじめへの対応
  - ① パスワード付きサイトやSNS等を通じたいじめに対応するため、本校における情報モラル教育を推進し、保護者への理解・啓発に取り組む。
  - ② ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて法務局、所轄警察署の協力を求める。
  - ③ 学校非公式サイト等のパトロールで発見され、報告を受けたネット上のトラブル

ルに対して迅速に対応する。

#### 4 教育相談体制

児童及び保護者・教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

- (1) アンケート調査をもとに、担任と児童一人一人との個人面談を年間2回実施する。
- (2) 児童や保護者が相談しやすいよう、本校の相談体制を様々な場で紹介し、管理職や養護教諭、担任外の連携を図った対応を充実する。
- (3) 学部や教育実践センターのカウンセラーや関係機関との積極的連携を図る。

#### 5 児童が主体となる取組

児童が自らいじめ問題について学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

- (1) 児童会を中心に「いじめ0 附小運動」（仮称）を年間通して展開する。
- (2) 児童会を中心に、附属中学校と連携した朝のあいさつ運動を推進し、明るくいじめのない学校づくりの気運を高める。
- (3) 集団意識を高め、主体的に活動する行事等を推進し、コミュニケーション力や帰属意識を高める。

#### 6 研修

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関しては、日頃から教職員の共通理解を図っておくことが重要である。さらに、いじめ問題等に関する校内研修を年間1回以上実施する。

- (1) 講演や児童・保護者の意識調査等をもとに、いじめに対する危機意識や本校の実態及び課題に応じた具体策の意識が継続する実践的な職員研修を実施する。
- (2) 附属小中連絡会や四附属合同研修会を通して、附属学校園が一体となっていじめをなくす学校園づくりを推進する。
- (3) 月一回の職員による「教育相談」を通して、児童や各学級の状況を様々な面から情報交換し、早期発見、早期対応に向けた態勢を整える。

#### 7 地域や家庭との連携

- (1) 日頃から保護者や地域住民との人間関係づくりを図り、学校内外の児童の様子を細やかに把握できるようにする。
- (2) 本校のいじめ防止の取組と課題を保護者や地域と情報共有するために、積極的に情報を発信する。

#### 8 関係機関との連携

次のような機関との連携を図った取組が推進されるよう、学部や他附属学校園との協力体制を整える。

- (1) 京町交番：地域の児童の様子についての情報把握
- (2) 福祉関係：家庭での児童の生活や環境の情報把握

(3) 医療関係：精神保健に関する相談等

## 9 重大事態への対応

(1) 事案が重大事態である場合は、学部設置される調査委員会の調査に全面的に協力する。

(2) 調査により明らかになった事実関係について、学部との連携を図り、いじめられた児童や保護者に対して、適切に情報提供と誠実な対応を行う。

## VI いじめ防止対策委員会の設置

### 1 目的

法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、常設の組織を設置する。

組織の名称は、「熊本大学教育学部附属小学校いじめ防止対策委員会」とする。

### 2 機能

(1) 本校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

(2) いじめの相談・通報の窓口としての役割

(3) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(4) いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

### 3 構成等

本校の複数の教職員、心理に関する専門的な知識を有する者、その他必要に応じて、外部専門家等で構成する。

○ 本校の管理職や主幹教諭、各部長、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭で構成する。なお、問題の状況等に対応して関係職員などを参加させる。

○ 心理や福祉の専門的な知識を有する者を構成員とする。さらに、そうした者が参加する会合を開催し、いじめについての現状分析や、それを効果的に防止するための具体的で実践的な方策について検討する。この会を年間2回程度実施する。

○ 委員長は原則として、校長とする。

#### 【構成員】

○ 校内

・ 校長、副校長、教頭、主幹教諭、教務部長、研究部長、実習部長、生活部長（生徒指導担当）、保体部長（部活動主任）、校務部長、学年主任、養護教諭

○ 外部専門家等

・ 大学の専門家

○ その他委員長が状況に応じて必要と認める者

## **VII 取組の評価等**

本校の組織評価項目に次の事項を設け、評価を行うこととする。

- (1) 短期的な評価：児童アンケートや情報交換等に基づき、児童の実態や対応体制等を確認・改善する。
- (2) 中期的な評価：教職員による学期評価や部長会等での情報交換に基づき、各学期の実態や変容をとらえ、対応や体制等を確認・改善する。
- (3) 長期的な評価：短・中期的な評価をもとに、次年度の方針や計画・具体策を検討・改善する。